



2026年1月6日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 高 島 屋
代表 者 名 代表取締役社長 村 田 善 郎
(コード: 8233 東証プライム市場)
問 合 せ 先 広報・I R 室長 大 江 真 理 子
(TEL 03-3211-4111)

2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の
買入れ及び消却に係る事項の決定並びに
自己株式の消却見合わせに関するお知らせ

当社は、2026年1月6日開催の取締役会において、当社が発行した2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」）の買入れ（以下、「本買入れ」）及び消却に係る事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本買入れを行った本新株予約権付社債は、2026年2月20日にその全額を消却する予定です。当該消却後に本新株予約権付社債が残存し、その額面金額合計額が発行時の本新株予約権付社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債の発行要項に定めるクリーンアップ条項に基づきその全部を繰上償還する予定です。

また、当社は、2025年6月30日開催の取締役会決議に基づく自己株式取得（以下、「本自己株式取得」）により取得した自己株式について、同日開催の取締役会において、2026年1月15日を消却予定日として消却すること（以下、「本自己株式消却」）を決議しておりましたが、本買入れに関連して、本日開催の取締役会において、本自己株式消却を見合わせることを決議いたしましたので、あわせて下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本新株予約権付社債の買入れ及び消却の目的

当社は、2025年10月14日開催の2026年2月期第2四半期決算発表で、増配や自己株式取得による追加還元などの株主還元強化を打ち出しておりました。自己株式取得については早期かつ大規模に実施することが、株主価値向上の観点から有用であると考えております。現状の株価は本新株予約権付社債の転換価額を上回って推移しており、現状の株価には潜在的な希薄化が織り込まれているものと認識しております。これらを受け、本新株予約権付社債の買入れ及び消却を行うことで、大規模な株主還元を早期に実現できるものと考え、この度本買入れ及び取得した本新株予約権付社債の消却を実施することを決定しました。また、自己株式取得と本新株予約権付社債の買入れを比較した結果、本新株予約権付社債の買入れの方が早期かつ大規模に実施することが可能な上、資本効率の観点からも望ましいと判断いたしました。本買入れ及び取得した本新株予約権付社債の消却を実施し、本新株予約権付社債の転換による希薄化懸念を払拭することで、中長期的な株価向上を実現できるものと考えております。

2. 本新株予約権付社債の買入れ及び消却による損益への影響

当社が買入れ及び消却を行う本新株予約権付社債の買入価額と帳簿価額との差額が特別損失となる見込みですが、その総額は申込状況等によるために現在は確定できません。税効果考慮後で、親会社株主に帰属する当期純利益及び単体の当期純利益のいずれもが、かかる特別損失の約7割程度は減少する見込みで

あり、数値が確定次第、必要であれば業績予想の修正を含めて、速やかにお知らせいたします。

3. 本新株予約権付社債の買入れ及び消却の内容

- | | |
|-------------|---|
| (1) 買入銘柄名 | 2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 |
| (2) 買入対象 | 残存する本新株予約権付社債の全額 |
| | 額面金額合計 600億円 |
| (3) 買入価額の総額 | 本買入れに適法な応募があった本新株予約権付社債の全部を下記（5）の買入価額で買い入れる予定である。 |
| (4) 申込期間 | 2026年1月6日から2026年1月15日まで |
| (5) 買入価額 | 各本新株予約権付社債につき以下の計算式に基づき算出される百分率に額面金額10,000,000円を乗じた金額 |

CB価格+調整金額+買取プレミアム+早期応募者に限る追加プレミアム

「CB価格」とは、本日午後3時30分（日本時間）時点のブルームバーグが提供する本新株予約権付社債の売値（Ask価格）情報（BGN）（百分率表示）をいう（当該価格は、2026年1月7日に公表する予定である。）。

「調整金額」とは、下記の調整金額の計算式に基づき算出される百分率をいう。

「買取プレミアム」は、3%とする。

「早期応募者に限る追加プレミアム」は、2026年1月12日午後4時（ロンドン時間）までに本買入れに応募があった本新株予約権付社債にのみ適用される追加プレミアムであり、1%とする。

調整金額の計算式：(参照株価－公表日株価終値) × 転換比率 ÷ 額面金額

「参照株価」とは、2026年1月19日から2026年2月16日（いずれも当日を含む。）までの間の各取引日における当社普通株式の売買高加重平均価格の算術平均値をいう（ただし、公表日株価終値を下回る場合は公表日株価終値をいう。）。

「公表日株価終値」とは、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の本日の終値をいう。

「転換比率」とは、各本新株予約権付社債の額面金額である10,000,000円を、本日現在の本新株予約権付社債の転換価額で除した数である9,379.9831をいう。

「額面金額」とは、各本新株予約権付社債の額面金額である10,000,000円をいう。

- (6) 買入消却実施日 2026年2月20日（予定）

- (7) 買入れの方法 UBS AG London Branchを単独ディーラー・マネージャーとする本新株予約権付社債の社債権者に対する本新株予約権付社債の買入れオファーによる。

（ご参考）

本新株予約権付社債の主な内容

- (1) 発行日 2018年12月6日

(2) 発行総額	600億円
(3) 償還期限	2028年12月6日
(4) 利率	本新株予約権付社債に利息は付されていない。
(5) 転換価額	1,066.1円（注）

（注）2026年1月6日現在のものです。

4. 本自己株式消却の見合わせの理由と今後の見通し

当社は、上記に記載のとおり本買入れの実施をいたしますが、本新株予約権付社債の社債権者は、本買入れに応募せず、本新株予約権付社債を転換する可能性があります。この場合、当社は、資本政策上の理由から、本新株予約権付社債の転換に際して交付する当社普通株式に本自己株式取得によって取得した自己株式を充当することを考えております。このような対応を可能とするために、当社は、本日開催の取締役会において、本自己株式消却を見合わせることを決議いたしました。

なお、本新株予約権付社債の転換に充当されず、本買入れの終了後に残存する自己株式については、速やかに消却することを検討しておりますが、かかる消却の決定を含め、現時点においては決定された事実はございません。

（ご参考）

見合わせる本自己株式消却の内容（注）

（1）消却する株式の種類 当社普通株式

（2）消却する株式の総数 本自己株式取得により取得した自己株式の全株式数（2025年11月20日までに取得した10,357,400株）

（3）消却予定日 2026年1月15日

（注）本自己株式取得及び本自己株式消却の詳細は、2025年6月30日付の「自己株式取得に係る事項の決定および自己株式の消却に関するお知らせ」及び2025年11月21日付の「自己株式の取得状況及び取得終了に関するお知らせ」をご参照ください。

以上